

薬 第 396 号
令和8年3月30日

関係団体の長 様

薬 務 課 長

「規制改革実施計画」等を踏まえた申請等手続のオンライン対応
の取扱いについて（通知）

日頃より本県の薬務行政の推進に御理解，御協力賜り感謝申し上げます。

先般，『「規制改革実施計画」等を踏まえた申請等手続のオンライン対応について』（令和7年12月12日付け医薬総発1212第1号，医薬薬審発1212第1号，医薬機審発1212第1号，医薬安発1212第1号及び医薬監麻発1212第1号，厚生労働省医薬局総務課長，医薬品審査管理課長，医療機器審査管理課長，医薬安全対策課長，監視指導・麻薬対策課長）の通知があったところです。

当該通知を受け，当県においても，オンライン手続を進めるべく，取扱いを下記のとおりにいたしますので，ご留意ください。

記

- 1 オンライン手続により申請等を実施する場合は，申請者等の負担軽減や行政手続の簡素化の観点から，(1)又は(2)に掲げる書類の原本を明瞭にスキャンして作成したPDF等の電子ファイルをその写しとして添付することが可能とします。
 - (1) 有資格者であることを証する書類，登記事項証明書，医師の診断書等
 - (2) 許可証，免許証，登録票等のうち，き損したもの，書き替えを要するもの又はその有効な期間を徒過したもの等※ 証書等の写しを添付した場合は，原本の提出又は窓口での提示ができるように準備をお願いいたします。
※ き損等をした許可証等の写しを添付した場合は，悪用等のおそれがあるため，後日，速やかにその原本を窓口において又は郵送により提出してください。
- 2 申請等の受付時に窓口で原本の提示を求めること以外で原本確認を行う手段は，以下の(1)から(3)のうちの一つ又は複数を組み合わせたものとするため，準備をお願いいたします。
 - (1) 後日，当該証書等の原本を窓口を持参し，当該証書等の写しの原本を提示する。
 - (2) 当県の担当者が，後日，許可申請等に係る調査等を実地で行う際に，薬局等にお

いて当該証書等の写しの原本確認を行うため、原本を提示する。

(3) 証書等の写しに、申請者等が以下のアからウまでの事項を記載して原本証明を行い、当該原本証明をしたもの（当該写しを明瞭にスキャンして作成した PDF 等の電子ファイルとする。）を提出する。

ア 当該写しが原本と相違ない旨

イ 原本証明を行った年月日

ウ 証明者の氏名（法人にあつては名称及び代表者の氏名）

3 1, 2 の取扱い開始日

令和8年4月1日

<連絡先>

鹿児島県保健福祉部

薬務課薬務係 坂野

TEL:099-286-2806

FAX:099-286-5564